

第17回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成25年7月9日（火）
午前10時30分～
会 場 さいたま市役所議会棟
2階 第5委員会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - ・ 会長、副会長の選出
- 5 報告事項
 - ・ 環境影響評価審議案件手続状況について
- 6 その他
- 7 閉 会

<会議資料一覧>

- 資料1 出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第6期）
- 資料3 さいたま市環境影響評価技術審議会 規則
- 資料4 さいたま市環境影響評価技術審議会 運営要領
- 資料5 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会運営要領
- 資料6 さいたま市環境影響評価条例 審議案件手続状況
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市の環境影響評価制度パンフレット

第17回 さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 平成25年7月9日(火)
午前10時30分
会場 さいたま市役所議会棟
2階 第5委員会室

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

稲葉 道子	委員	大窪 和明	委員
大塚 壮一	委員	金子 康子	委員
窪田 陽一	委員	木幡 邦男	委員
佐々木 裕子	委員	藤野 毅	委員
永澤 明	委員	山下 充康	委員
渡辺 愛子	委員		

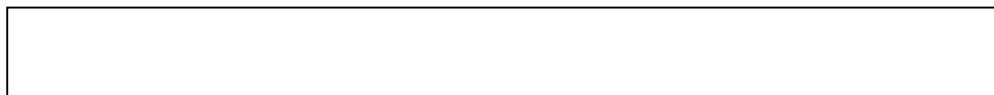
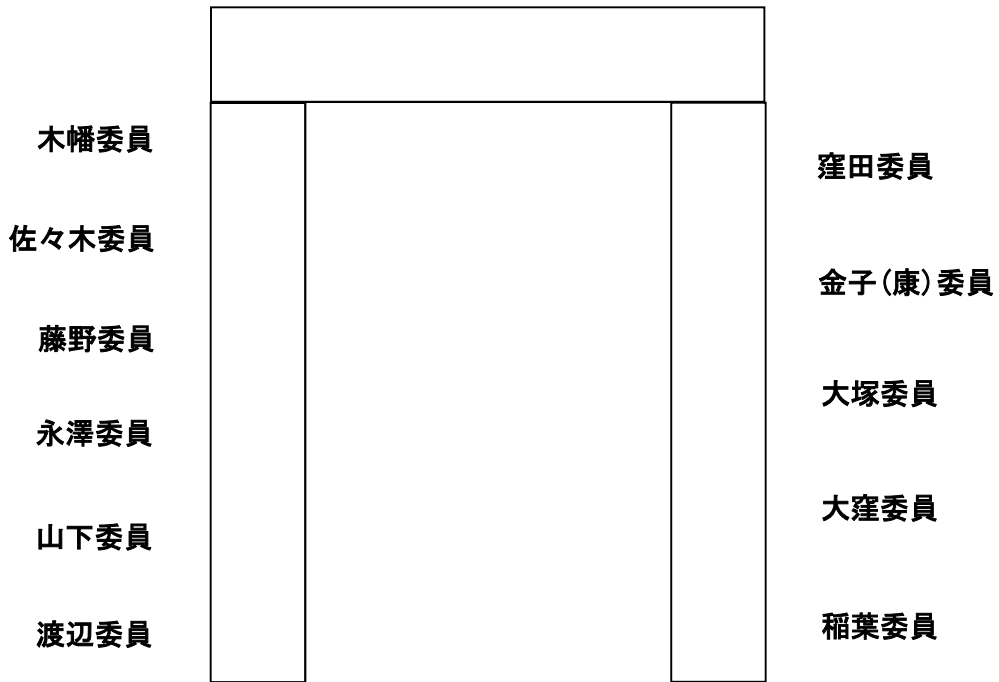
2 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

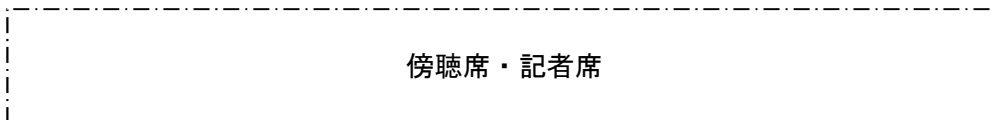
環境共生部長	高橋 篤	課長	新井 仁
課長補佐	金井 直樹	主査	和田 淳
主任	田中 孝幸	主任	新岡 真砂代

第17回 さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 平成25年7月9日(火)
午前10時30分
場 所 さいたま市役所議会棟
2階 第5委員会室



新岡主任
和田主査
新井課長
高橋部長
金井課長補佐
田中主任



出入口

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第6期)

	氏名	職名	専門分野
1	いなば 道子 稲葉 道子	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 専務理事	廃棄物の処理
2	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 教授	電波工学
3	おおくぼ かずあき 大窪 和明	埼玉大学大学院理工学研究科 助教	交通計画、物流計画
4	おおつか そういち 大塚 壮一	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	大気、物質循環
5	かねこ やすこ 金子 康子	埼玉大学教育学部 教授	植物細胞生物学
6	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学生命科学部 教授	神経生物学
7	かわい まき 川合 真紀	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	環境植物生理学
8	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	環境計画
9	こはた くにお 木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境
10	ささき ゆうこ 佐々木 裕子	独立行政法人 国立環境研究所 客員研究員	環境化学
11	ちば ももこ 千葉 百子	順天堂大学医学部 客員教授	公衆衛生(環境保健)
12	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学(無機化学・錯体化学・生物無機化学)
13	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	環境工学(都市熱環境、河川水質)
14	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学システム理工学部長・教授	都市環境工学
15	やました みつやす 山下 充康	一般財団法人小林理学研究所 理事長	音響物理学
16	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成15年条例第32号）

（設置）

第49条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第50条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第51条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第52条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成15年規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第52条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

さいたま市環境影響評価技術審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市環境影響評価技術審議会規則（平成15年さいたま市規則第26号）第6条に基づき設置するさいたま市環境影響評価技術審議会（以下『審議会』という。）の会議の運営に関して必要な事項を定める。

(会議録)

第2条 会議の会議録は、議事を要約したものとする。

2 会議の会議録は、会長の承認を得て確定する。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、審議会の決議により非公開とすることができ。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名その他会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了するものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ちこみ、使用すること。

(6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は平成15年3月20日から施行する。

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会運営要領

平成 20 年 2 月 6 日審議会決定

平成 20 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市環境影響評価技術審議会規則（平成 15 年さいたま市規則第 26 号）第 6 条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）が付託する事項について調査又は審議する委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第 2 条 審議会に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、審議会が付託する事項を調査又は審議する。
- 3 委員会の委員は、審議会の会長が審議会の委員又は特別委員の中から指名する。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の議事及び運営を統括する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員会の委員のうちから委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、全会一致により決することとする。ただし、意見がまとまらないときは委員長が決するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に事業者その他関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、調査又は審議の結果を審議会に報告する。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(解散)

第 5 条 委員会は、審議会から付託された事項についての調査又は審議が終了したときは、解散する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境局において処理する。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市環境影響評価条例 審議案件手続状況
(終了案件を含む)

No.	1	2	3	4	5	
事業の名称	(仮称)さいたま都市計画事業 島町西部土地区画整理事業	さいたま市新クリーンセンタ ー整備事業	首都高速埼玉新都心線建設事業 *	(仮称)さいたま新都心第8- 1A街区整備事業	さいたま新都心第8-1A街区 医療拠点整備事業	
事業計画の 内容	事業の種類及び 規模	土地区画整理事業 約40ヘクタール	廃棄物処理施設の建設 約400t/日	道路の建設 延長5.8キロメートル	高層建築物及び大規模建築物の 建設 高さ186m、延床面積209,000㎡	大規模建築物の建設 延床面積141,800㎡
	事業者	都市計画決定権者(さいたま 市)	都市計画決定権者(さいたま 市)	首都高速道路(株)	さいたま新都心開発特定目的会 社	埼玉県・さいたま赤十字病院
	事業実施区域	見沼区島町西部地区	桜区新開4-3259-1外	起点:中央区円阿弥 終点:緑区三浦	中央区新都心1-2外	中央区新都心1-2外
調査計画書	受理日	平成19年11月20日	平成20年1月8日	(埼玉県で手続き完了)	平成20年5月21日	平成24年11月16日
	公告・縦覧	平成20年1月21日～ 平成20年2月20日	平成20年1月21日～ 平成20年2月20日		平成20年5月26日～ 平成20年6月25日	平成24年11月28日～ 平成24年12月28日
	市長意見書	平成20年6月23日	平成20年5月30日		平成20年9月22日	平成25年3月18日
準備書	受理日	平成20年11月25日	平成22年5月10日		平成20年11月17日	平成25年4月19日
	公告・縦覧	平成20年11月28日～ 平成21年1月19日	平成22年5月17日～ 平成22年6月17日		平成20年11月25日～ 平成20年12月25日	平成25年5月10日～ 平成25年6月10日
	市長意見書	平成20年5月15日	平成22年11月22日		平成22年8月30日 事業廃止届受理	
評価書	受理日	平成21年8月27日	平成23年3月10日			
	公告・縦覧	平成21年10月30日～ 平成21年11月13日	平成23年4月1日～ 平成23年4月15日			
事後調査書	受理日		平成25年2月26日	平成20年1月8日		
	公告・縦覧		平成25年3月11日～ 平成25年4月11日	平成20年3月26日～ 平成20年4月25日		
	市長意見書		平成25年6月19日	平成20年7月22日		

※「首都高速埼玉新都心線建設事業」は都市計画決定が平成17年4月より前であったことから本市条例の対象外であるが、事業者が自主的に事後調査(供用開始後)のみを実施した。

第17回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成25年7月9日(火)

さいたま市環境対策課

午前10時30分 開会

○新井課長 ただ今から、「第17回さいたま市環境影響評価技術審議会」を始めさせていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、さいたま市環境局環境共生部環境対策課長の新井でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、開会にあたりまして、さいたま市環境局環境共生部の高橋部長よりご挨拶を申し上げます。

○高橋部長 高橋でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。本日は、環境局長から皆様にご挨拶申し上げる予定でしたが、所用により急きょ欠席させていただいておりますので、局長に代わりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃より本市の環境行政に対しまして格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市につきましては皆様ご承知のとおり、平成15年4月に政令指定都市へ移行いたしました。同じ年の7月に設置されました当審議会も今年で丸10年を迎えたところでございます。本市は、平成13年の旧大宮、浦和、与野の3市合併以降、総合振興計画に掲げました「人と自然が共生する環境共生都市」を目指したまちづくりを進めているところでございますが、とりわけ、環境影響評価制度は、大規模な都市開発事業と環境の保全の両立を図る上で大変重要な意味をもっておりまして、この「人と自然が共生する環境共生都市」の実現に大いに資するものと考えております。

そのような中で、当審議会は、さまざまな分野をご専門とする皆様に、専門的な立場から多くのご意見をいただき、環境保全のために有効な手法を可能な限り事業の実施に反映させていくという、重要な役割を担っております。

これまでに、5件の事業案件についてご審議をいただいておりますが、このうち3件の環境影響評価手続は現在も継続しているところでございまして、今年5月に環境影響評価準備書が提出されました「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」につきましては、次の審議会におきまして早速皆様にご審議をいただき、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

先ほど、本日の審議会開会に先立ちまして、新たに9名の方々に第6期委員をご委嘱申し上げ

げたところでございますが、すでに5月27日付で委員にご就任いただきました7名の先生方とあわせまして、16名の皆様による新たな体制でのスタートとなりました。本日は、その新体制におけます会長及び副会長の選出をお願いし、また、事務局からの報告事項といたしまして、審議案件に係りますこれまでの手続経過、また、当面の審議スケジュールを事務局からご説明申し上げる予定でございます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては大変お忙しいこととは存じますが、今後とも当審議会の運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、皆様よろしくお願いたします。

○新井課長 ただいま部長のご挨拶の中でもありましたが、本日、新たに9名の皆様を第6期委員に委嘱させていただいたところでございます。

それでは、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会専務理事、稲葉道子様です。

○稲葉委員 稲葉と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○新井課長 続きまして、埼玉大学大学院助教、大窪和明様です。

○大窪委員 大窪と申します。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、埼玉大学大学院准教授、大塚壮一様です。

○大塚委員 大塚です。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、埼玉大学教育学部教授、金子康子様です。

○金子(康)委員 金子です。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。

○木幡委員 木幡と申します。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、独立行政法人国立環境研究所客員研究員、佐々木裕子様です。

○佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 続きまして、埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 藤野と申します。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤委員 永澤でございます。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、一般財団法人小林理学研究所理事長、山下充康様です。

○山下委員 山下でございます。よろしくお願い致します。

○新井課長 続きまして、日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 ありがとうございます。なお、埼玉大学大学院教授、窪田陽一様につきましては、少し遅れているということでご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、岩崎委員、金子律子委員、川合委員、千葉委員、三浦委員につきましては、本日ご都合がございましてご欠席という連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして事務局の出席者のご紹介をさせていただきます。

環境局環境共生部長の高橋です。

○高橋部長 高橋でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○新井課長 続きまして、環境局環境共生部環境対策課課長補佐の金井です。

○金井課長補佐 金井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく、主査の和田です。

○和田主査 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく、主任の田中です。

○田中主任 田中です。今日はよろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく、主任の新岡です。

○新岡主任 新岡でございます。よろしくお願いいたします。

○新井課長 どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第が一番表になっております。その会議次第の下の方にですね、本日の配布資料の一覧を記載させていただいております。

まず、1点目が資料1としまして、出席者名簿及び座席図、これは両面コピーになっております。裏側の方に座席図がございます。続きまして、資料2としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員の名簿になります。資料3、さいたま市環境影響評価条例の抜粋を、マーカーを入れたものがあります。それと、技術審議会の規則になります。資料4としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会運営要領を付けさせていただきます。資料5としまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会運営要領を添付しております。資料6につきましては、さいたま市環境影響評価条例審議案件手続状況ということで、資料を付けております。そのほか、お手元の方には、さいたま市環境影響評価条例集の冊子ですね、それと、さいたま

市環境影響評価制度のパンフレットを配布させていただいております。

皆様のお手元には、資料の方はお揃いでしょうか。過不足がございましたら、事務局の方までお申し込みたいと思います。

次に、本日の審議会の成立について、確認と報告をさせていただきます。さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条の規定によりまして、過半数の委員の出席がなければ審議会を開催することができない、となっており、本日は委員の総数16名のうち、窪田委員さんがあとから見えますけど、11名ということで、ご出席をいただいております。従いまして、本日の会議につきましては成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の審議会には傍聴希望者が1名見えているというふうにお伺いしております。会議の公開の規定につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○金井課長補佐 それでは、資料4をご覧ください。さいたま市環境影響評価技術審議会運営要領ですが、第3条で、審議会の会議は原則公開とすると規定しておりますが、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱の規定によりまして、次の事項に該当又は該当するおそれがあると認めるときは、審議会の決議で会議の全部又は一部を非公開とすることができるように規定しております。その事項としましては、さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合、それから、会議を公開することにより当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開、非公開の判断は、本来であれば会長が当審議会に諮って決定するものとなっておりますが、会長及び副会長がまだ決まっておきませんので、事務局の方よりご提案させていただきますが、本日の審議会は非公開とする理由はないと考えられますので、すべて公開とすることをご提案させていただきます。

○新井課長 よろしく願いいたします。本日の審議会は、非公開とする特段の理由がないと考えられますので、すべて公開という形でですね、委員の方にはお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井課長 それでは、公開としますので、傍聴者を会場の方にお願ひします。

○新井課長 それでは、傍聴の方に注意事項を申し上げたいと思います。会議開催中は静粛に傍聴し、議事の妨害をしないようお願いいたします。また、傍聴の方はご意見を述べたり、質問したり、印刷物を配布すること等はできませんので、あらかじめお断り申し上げます。また、会

議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可となります。

以上、注意事項に反した場合は退出していただくこともございますので、ご了承ください。

それでは、次第4、議事に移らせていただきます。

前任の会長と副会長が7月7日をもちまして委員を退任されましたので、新たな会長、副会長を選出させていただきたいと思っております。まず、当審議会の設置、運営及び会長、副会長の選出に関する規定について、事務局から説明をお願いします。

○金井課長補佐 それでは、資料3をご覧ください。左側の方にさいたま市環境影響評価条例の技術審議会に関する規定の抜粋と、右側の方に技術審議会規則があります。

まず、当審議会は、左側でございます、さいたま市環境影響評価条例に基づく市長の諮問機関として設置されております。市長は、事業者から提出された調査計画書、準備書、事後調査書の内容について、環境の保全の見地から意見を述べる際などに、当審議会に諮問して意見を聴くこととなります。また、条例第50条の規定によりまして、当審議会の委員の定数及び任期を規定しております。

それから、審議会におきましては、右側の審議会規則第2条により審議会に会長及び副会長を置くこととなっております。その選任に際しましては、委員の互選により定めることとなっております。また、会長の職務につきましては、審議会の代表として会議を招集し、議長となって会議を総括いたします。副会長の職務につきましては、会長の補佐役で、通常は特段の役割はございませんが、会長に何か事故があったときには会長に代わりまして、その職務を代理することとなっております。

以上でございます。

○新井課長 ただいまご説明がございましたとおり、審議会の規則の規定によりまして、会長及び副会長は審議会委員の互選により定めることとなっております。

それでは、会長、副会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山下委員 はい。私の方から発言させていただきますが、事務局の方で何か、すでに決めておられるようであればご発表いただければ、それを聞きたいと思っております。

○新井課長 はい、ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますか。

よろしいでしょうか。ただいま、山下委員からご意見がございましたが、ほかにご意見がご

ございませんので、事務局の方から会長、副会長の提案をさせていただければと思います。

○高橋部長 それでは、大変恐縮ではございますが、事務局からご提案をさせていただきたいと思っております。

当審議会の会長職につきましては、埼玉大学の前理工学研究科長で広く理化学分野に精通されており、現在、さいたま市放射線等対策専門委員会の委員長もお務めいただいております、永澤明委員をご提案させていただきたいと思っております。また、副会長には、本日所用にてご欠席されておりますが、芝浦工業大学システム理工学部の学部長で都市環境をご専門とされ、埼玉県環境影響評価技術審議会の委員の経験がございます、三浦昌生委員をご提案させていただきたいと存じます。

なお、三浦委員につきましては本日ご欠席でございますが、仮に事務局から提案をさせていただく場合にご推挙させていただきたいという旨につきましては、ご了承を賜っております。

以上でございます。

○新井課長 ただいま、事務局からご提案をさせていただきましたが、みなさまいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井課長 はい、ありがとうございます。

それでは、会長に永澤委員、副会長に三浦委員を、それぞれ選任させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。三浦委員には、副会長に選任させていただきました旨につきまして、事務局よりお伝えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、永澤委員につきましては会長席にお移りいただければと思います。

それでは、永澤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

○永澤会長 私も、実は今回から環境影響評価技術審議会の委員になったわけですが、さきほどお話がありましたように、三浦先生がもうすでに委員を経験されているということで、三浦先生のお助けも借りて、この審議会を運営していきたいと思っております。

先ほども高橋部長さんからお話がありましたように、さいたま市もずいぶん大きくなってきて、いろんな施設もできます。それで、当然、いろいろ施設ができてメリットがあるというか、得になる部分があるわけですが、その陰で、当然、今までの環境を変更することに

なりますので、いろいろな意味で影響が出るのは当然のことだと思います。そのメリットとデメリットとの兼ね合いに関して、公平な、あるいは学術的な見地から答えを出す、あるいは提案をするというのが、この会の審議等だと思っています。それで、先ほどの委員の先生方の名簿を拝見しますと、非常に広い専門分野の先生方にお集まりいただいておりますので、多角的見地から今後、この審議会を進めてですね、少しでもより良い方向に持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新井課長 ありがとうございます。

それでは、今後の会議の進行につきましては永澤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永澤会長 それではですね、次第5の報告事項についてですが、環境影響評価審議案件及び手続状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

○田中主任 それでは報告事項といたしまして、審議案件手続状況をご説明させていただきますが、その前に、資料5で委員会の設置、運営に関する規定をご説明いたします。資料5をご覧ください。

資料5の、技術審議会委員会運営要領第2条でございますが、この第2条におきまして、審議会に委員会を置くことができる、という規定になっております。この委員会は、各審議する事業案件ごとに設置をいたしまして、審議会が付託する事項を調査、審議することとなっております。具体的には、対象の事業案件において、特に周辺環境への影響が大きいと考えられる環境項目を抽出いたしまして、それに関する部分をご専門の数名の委員の方々に集中的にご審議いただくというものでございます。委員会を構成する委員につきましては、集中審議する環境項目をご専門とする委員の方5、6名程度を、会長からご指名いただいて構成する、という形になっております。

それでは、これまでの各事業案件の手続状況につきまして、ご説明いたします。資料6の方をご覧ください。

これまでに、さいたま市の環境影響評価条例に基づきまして環境影響評価手続を実施している事業が5件ございます。このうち、現在も手続が進行しておりますのが3件となっております。

まず1番目の、さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業につきましては、手続開始されましたのが平成19年11月20日になりますが、平成21年11月に評価書の手続まで終了してお

ります。その後、区画整理組合の設立等の手続が行われているところですが、間もなく今年度、事業が着手されるというような連絡が、所管の担当課の方から連絡が来ております。なお、事後調査書の提出の時期は今のところ未定となっております。

2番目の、新クリーンセンター整備事業は、こちら手続の開始がされましたのが平成20年1月8日となっております。こちらは、さいたま市が桜区新開におきまして建設を進めております一般廃棄物の焼却施設でございますが、こちらは、手続としましては先月の19日に事後調査書に対する市長意見を出したところでございます。本事業は現在工事中でございますが、今後、工事の完了後、それから施設が完成しまして供用が開始されました後、およそ1年後になりますが、その2回、事後調査書が提出される予定となっておりますので、それぞれ提出され次第、技術審議会の方でご審議をいただくこととなります。

3番目の、首都高速埼玉新都心線の事業でございますが、こちらは環境影響評価法やさいたま市の環境影響評価条例が制定される以前に計画された事業ということで、こちら基本的には手続対象外の事業となっておりますのですが、道路の完成後にですね、事業者である当時の首都高速道路公団の方からですね、自主的に事後調査手続のみを、さいたま市の条例に則って行いたいという申し出がございまして、この事後調査の手続のみを実施した案件でございます。こちらは手続すべて終了しております。

それから4番目、さいたま新都心第8-1A街区整備事業でございますが、こちらはですね、現在進んでおります医療拠点整備事業が計画される前にですね、民間事業としまして高さ186メートルの高層の商業ビルを建設するという事業計画がございました。これにつきまして、平成20年5月21日から手続を行ってございましたが、準備書の手続の途中でですね、事業者の方から事業の白紙撤回ということで、廃止をしたいということで届出が出てきました。このために、手続途中で終了しております。

その後、5番目になりますが、埼玉県とさいたま赤十字病院が計画をしております、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業、こちらの方が手続開始されましたのが昨年平成24年11月16日からでございますが、こちらにつきましては、今現在ですね、準備書が市長の方へ提出されておまして、審査の手続を進めているところでございます。委員の皆様には、すでに郵送で図書をお送りしているところかと存じますが、こちらはですね、手続としましては先月25日に第2回の委員会を開催いたしました、さらに第3回の委員会と審議会を開催しまして、技術審議会の方から答申をいただく予定となっております。

また、資料の方には記載しておりませんが、今年度、新たにもう1件、さいたま市がですね、一般廃棄物の処理施設の建て替え事業を計画しておりまして、こちらの環境影響評価手続が11月頃から開始される見込みとなっております。

以上でございます。

○永澤会長 はい。それでは、ただいまの報告事項に関して委員の皆様から何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、それでは特にご質問がなければ、以上でこの件の議事は終了となります。あとは、その他ですので、傍聴者の方はご退席ください。

○永澤委員 それでは、次第6のその他ですけど、その他として事務局から何かございますか。

○田中主任 では、引き続き私の方から伝達事項ということでお話をさせていただきます。今後の当技術審議会及び委員会の開催につきまして、ご案内をさせていただきます。

先ほど申しました、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業につきましては、先月6月25日に第2回委員会を開催いたしました。8月の後半頃をめどに第3回の委員会を開催させていただく予定としております。今後、あらためて永澤会長の方から委員会の委員をご指名いただきまして、事務局から通知をお出ししたいと思います。また、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業をご審議いただくための審議会、皆様お集まりいただく全体会、こちらは10月の前半頃をめどに開催させていただきたいと考えております。これにつきまして、8月中には皆様にご連絡を差し上げまして日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○永澤会長 事務局からの今の伝達事項に関して、何かご質問ございますでしょうか。

これ、6月25日の委員会とメンバーは変わるのでしょうか。

○田中主任 基本的にはですね、同じメンバーで続けていただくのが最善かと思えます。

○永澤委員 そうですね。ということは、継続して同じ先生にお願いするという形で。

○田中主任 はい。今回、会長がお変わりになりましたので、そういうことで、またあらためてですね、永澤会長からまた指名をお出しいただくという形で。

○永澤会長 そうですか、はい。

ほかにはご質問ございませんでしたでしょうか。なければ、事務局にお返しします。

○新井課長 永澤会長、そして委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。今年度は、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業につきまして、委員の皆様にさっそくご審議をいただくこととなっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第17回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

午前11時10分 閉会